第明三治二十五種郵便物認可　年三月三十一日

平成２４年（フ）第３７７号
埼玉県比企郡吉見町大字長谷1643番地372
破産者　鈴木　　純
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１６２７号
横浜市緑区上山２丁目８番５―208号
破産者　内村　葉子
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７号
長野県千曲市大字八幡2342番地15　宮本アパートＢ号
破産者　西村　幸夫
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１０号
静岡県浜松市中区曳馬３丁目32番21号、開始決定時の住所静岡県浜松市北区細江町中川813番地の19
破産者　中田　順一
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１２４７号
大阪府高槻市奈佐原１丁目３番506―104号、前住所大津市真野５丁目25番７―505号
破産者　辻河　　徹
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２９号
兵庫県明石市桜町２番22号　大塚ビル501号
破産者　小田　末子
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第３号
神戸市西区宮下２丁目４番27号
破産者　佐野　時政
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第４号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満６番地40
破産者　濱矢　慎吾
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２４年（フ）第２６９号
北九州市八幡西区鷹見台４丁目19番10号
破産者　増田　貴士
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第９４号
大分県中津市大字高瀬938番地１
破産者　桝田　玉幸
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続終結

平成２４年（フ）第１１６号
最後の住所茨城県日立市助川町２丁目９番７―401号
破産者　亡瓦葺隆彦相続財産
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１５６４７号
東京都足立区小台２丁目10番18号
破産者　株式会社イザワ金型製作所
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９４５号
神奈川県横浜市西区中央２丁目31―12―202
破産者　美濃　一典
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３１６号
東京都足立区梅田２丁目17番１号
破産者　株式会社チンゼイ
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１３２号
神奈川県鎌倉市岡本１丁目３―28―206、開始決定時の住所神奈川県鎌倉市玉縄２丁目17―８
破産者　荻巣陽一郎
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２４７号
千葉県流山市こうのす台1065―57
破産者　白井　英明
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２５１号
東京都豊島区要町１丁目28番１号
破産者　株式会社ジャパンクレスト
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９１２号
東京都国分寺市本町２丁目12番２号
破産者　株式会社マイクロサービスセンター
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９１３号
東京都小平市小川町１丁目445―１　ガーデンハイツ小平１―701
破産者　中山　一雄
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部